

令和5年度 第1回徳島県環境影響評価審査会

次 第

日時 令和5年7月11日（火）13：30～

場所 大会議室（県万代庁舎10階）

1. 開会

2. 議題

1) 徳島県環境影響評価審査会長等の選任について

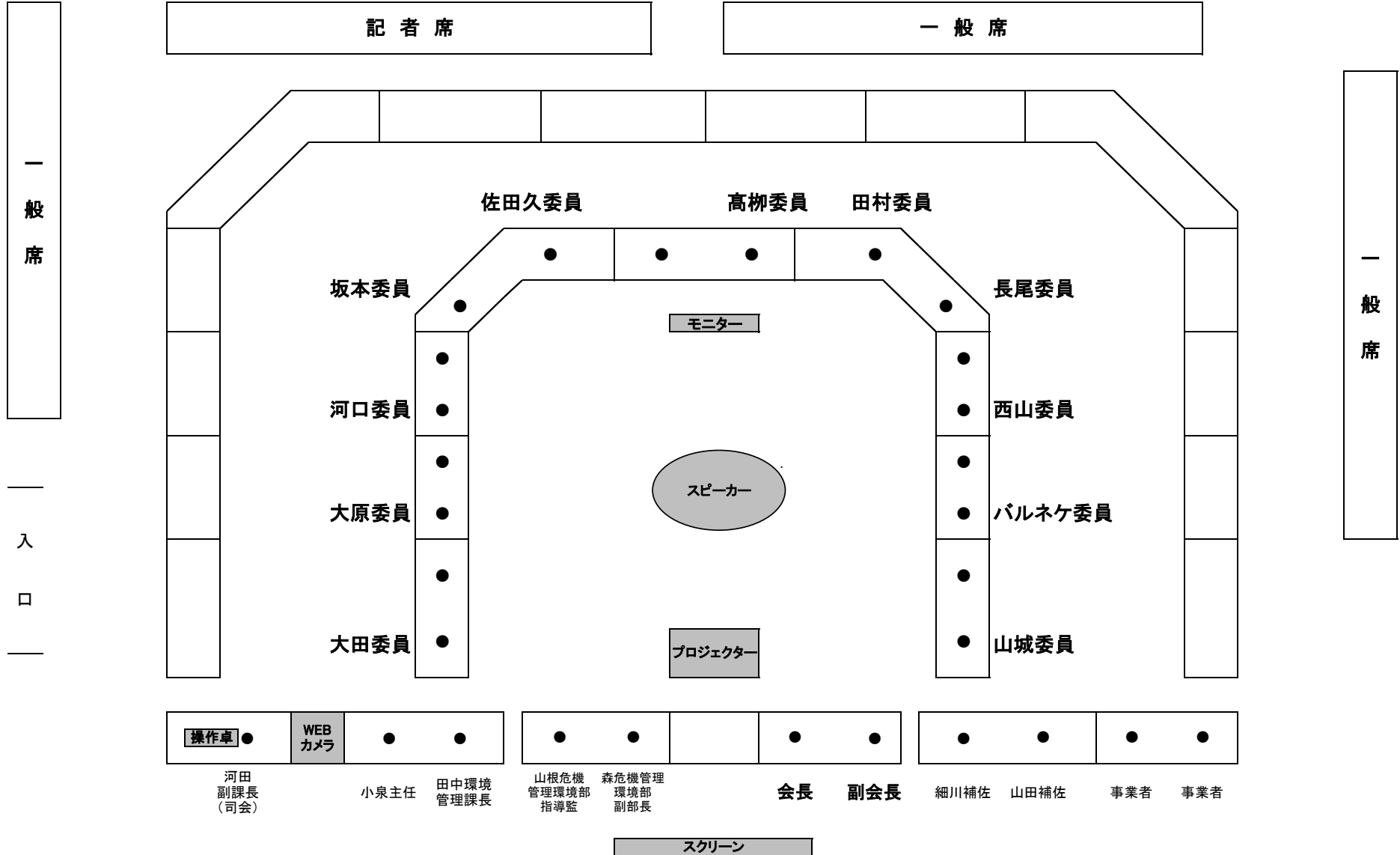
2) 「（仮称）徳島県美波町沖洋上風力発電事業」計画段階環境配慮書に係る審議について

3) その他（今後の予定等）

3. 閉会

令和5年度 第1回 徳島県環境影響評価審査会 配席図

日時: 令和5年7月11日(火) 13時30分から
場所: 県庁10階 大会議室



徳島県環境影響評価審査会委員

【任期】令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年間)

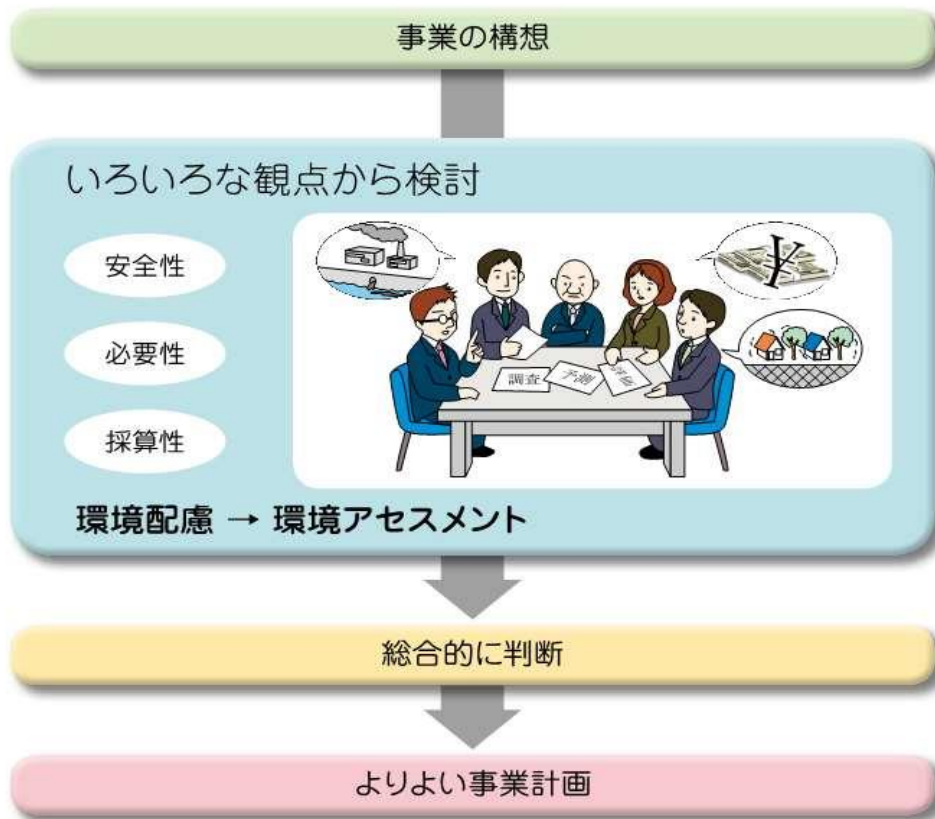
	氏名	職名	7/11 出欠
1	植田 和美	四国大学名誉教授	×
2	大田 直友	阿南工業高等専門学校創造技術工学科准教授	○
3	大原 賢二	徳島県立佐那河内いきものふれあいの里ネイチャーセンター長	○
4	尾野 薫	宮崎大学地域資源創成学部講師	○ (オンライン)
5	川上 周司	長岡工業高等専門学校環境都市工学科准教授	×
6	河口 洋一	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	○
7	坂本 真理子	and you代表、あなん生物多様性研究所研究員	○
8	佐々木 千鶴	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	×
9	佐田久 幸子	公益社団法人徳島県建築士会相談役	○
10	高柳 俊夫	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授	○
11	田村 隆雄	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	○
12	長尾 文明	徳島大学名誉教授	○
13	永本 能子	オハナ法律事務所弁護士	○ (オンライン)
14	西山 賢一	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	○ ※15時30分迄
15	野村 美加	香川大学農学部教授	○ (オンライン) ※16時30分迄
16	バルネケ マミ	元社団法人徳島県獣医師会理事	○
17	松重 摩耶	徳島大学環境防災研究センター助教	×
18	三好 真千	徳島文理大学理工学部講師	○ (オンライン)
19	山城 考	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	○
20	吉積 幸二	元徳島県保健環境センター所長	×

(50音順, 敬称略)

○:15 ×:5

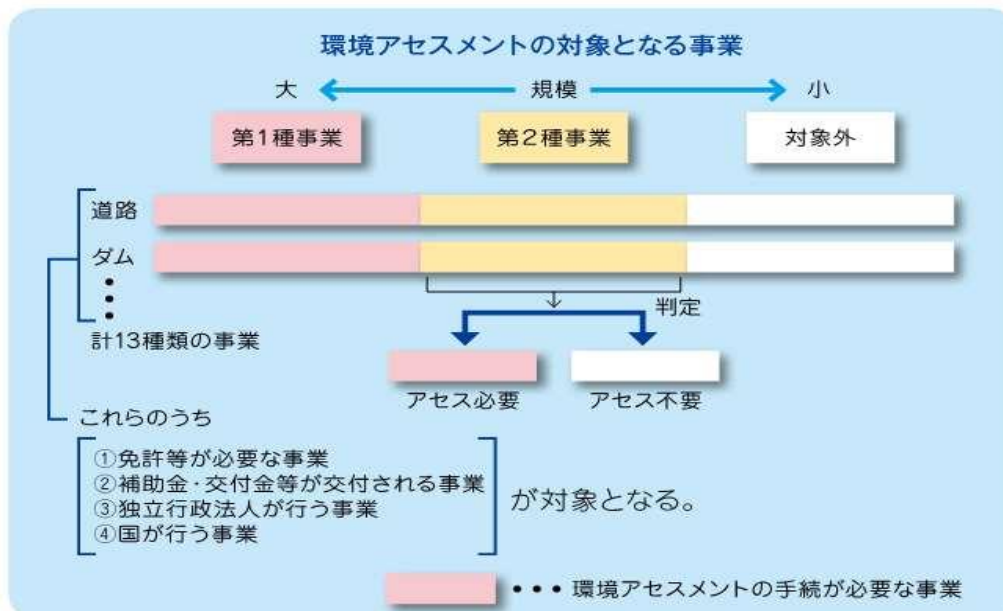
資料1

環境影響評価法・徳島県環境影響評価条例の概要



環境省アセスメント制度のあらましパンフP1(抜粋)

環境影響評価法の対象事業



環境省アセスメント制度のあらましパンフP4(抜粋)

環境影響評価対象事業の規模一覧

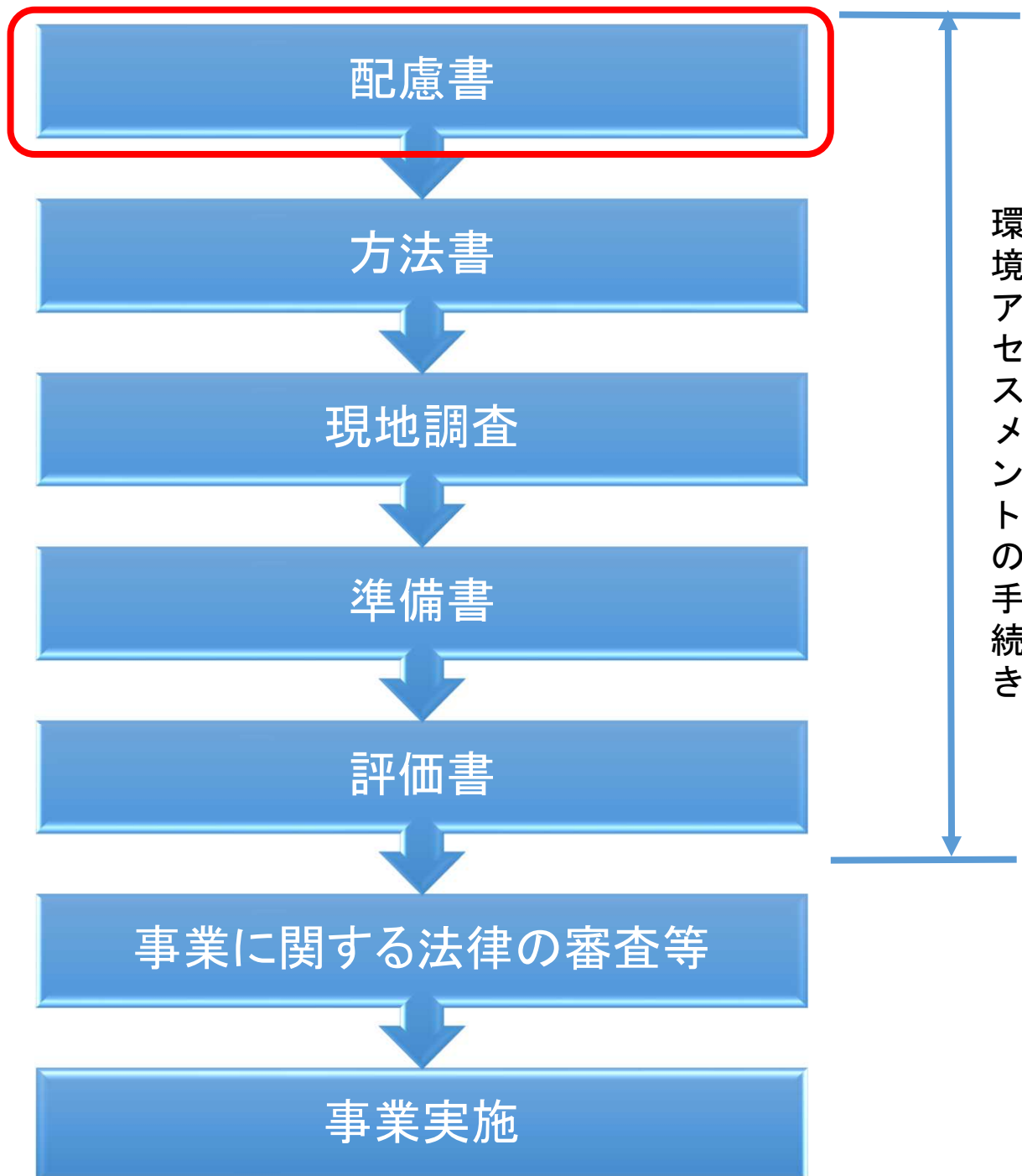
対象事業		環境影響評価法		徳島県環境影響評価条例		
		第1種事業	第2種事業	第1種事業	第2種事業	
1	道路	高速道路	すべて	—		
		一般国道	10km以上(4車線以上)	7.5km以上	7.5km以上(4車線以上)	5～7.5km
		県道、市町村道等			7.5km以上(〃)	5～7.5km
		大規模林道	20km以上(幅6.5m以上)	15km以上	15km以上(幅6.5m以上)	10～15km
		農業用道路			15km以上(〃)	10～15km
2	河川	ダム	湛水面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
		堰	湛水面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
		放水路	改変面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
3	鉄道	新幹線	すべて	—		
		普通鉄道	10km以上	7.5km以上	7.5km以上	5～7.5km
		軌道(普通鉄道相当)	10km以上	7.5km以上	7.5km以上	5～7.5km
4	飛行場	滑走路長 2,500m以上	1,875m以上	1,875m以上	1,250～1,875m	
5	発電所	水力発電所	出力3万kw以上	2.25万kw以上	2.25万kw以上	1.5～2.25万kw
		火力発電所(地熱以外)	出力15万kw以上	11.25万kw以上	11.25万kw以上	7.5～11.25万kw
		火力発電所(地熱)	出力1万kw以上	7,500kw以上	7,500kw以上	5,000～7,500kw
		原子力発電所	すべて	—		
		風力発電所	出力5万kw以上	37,500kw以上	7,500kw以上	5,000～7,500kw
		太陽電池発電所	出力4万kw以上	3万kw以上	3万kw以上	2万～3万kw
6	廃棄物処理施設	一般廃棄物焼却施設			150t/日以上	100～150 t/日
		産業廃棄物焼却施設			150t/日以上	100～150 t/日
		し尿処理施設			150kl/日以上	100～150kl /日
		廃棄物処分場	30ha以上	25ha以上	25ha以上	15～25ha
7	公有水面の埋立て及び干拓	50ha超	40ha以上	40ha超	25～40ha	
8	土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha	
9	新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha	
10	工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上	70ha以上	35～70ha	
11	新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha	
12	流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha	
13	住宅団地の造成事	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha	
14	工場・事業			排ガス量10万m3/時以上	5～10万m3/時	
				排水量1万m3/日以上	5,000～1万m3/日	
15	下水道終末処理場			人口10万人以上	5～10万人	
16	岩石又は砂利の採取			50ha以上	25～50ha	
17	レクリエーション施設	第2種特定工作物(造成面積)			50ha以上	25～50ha
		自然公園(造成面積)			50ha以上	25～50ha
		都市公園(施行区域)			75ha以上	50～75ha
18	農用地の造成事業			75ha以上	50～75ha	
19	畜産施設の設置(造成面積)			50ha以上	25～50ha	
20	複合事業			規則で規定	規則で規定	

※第1種事業：必ず環境アセスメントの手続を行う必要のある事業。

第2種事業：環境アセスメントの手続が必要かどうか個別に判定する事業

環境配慮から事業実施までの流れ

現在の手続き



徳島県環境影響評価条例フロー図(配慮書～評価書)

配慮書手続き → 方法書手続き → 調査 → 準備書手続き → 評価書手続き

